

島根県立中央病院の病棟再編に伴う施設改修について

島根県立中央病院では、島根県の「病床機能転換等に伴う施設設備整備事業費補助金」を利用した施設整備を実施したいと考えています。

同補助金交付要綱においては、「地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等に資するものとして県が承認したものであること」「承認を行うときは、地域保健医療対策会議医療会議連携部会において圏域における実施承認を得るなど地域における合意が得られていることを踏まえて承認する」と規定されていますので、本会議において本事業の実施による病床機能転換等についてご承認いただきますようお願いします。

1. 病棟再編の概要

別紙（令和元年度 第2回医療介護連携部会資料）のとおり

2. 施設改修計画

病棟再編により新たに生じた病室スペースを活用し、(1) 8階に外来化学療法室を移転し、(2) 7階に心大血管リハビリテーション専用の機能訓練室等を整備する。

(1) 外来化学療法室の移転

当院の外来化学療法室は、外来1階に平成18年4月に8床で開設し、平成24年度からは14床に増床し現在に至っている。

現在は、1床あたりの満足なスペースが確保できず、隣接患者とはカーテンのみの遮蔽でプライバシー確保が困難となっている。

また、調光が個別にできない、すべての患者が点滴を受けるにもかかわらず、十分なトイレ数が確保されていない、オストメイト設備もないなどの課題も抱えている。

これらの課題は、現在の化学療法室スペースでは解消困難であるため、8階の病床削減スペースを活用して移転整備を行いたい。

今回の整備により、地域がん診療連携拠点病院としての機能を充実させるとともに、圏域のがん診療の提供体制充実に寄与するものと考える。

(2) 心大血管リハビリテーション用訓練室の整備

島根県における心疾患の死亡率は県内の死因の第2位であり、心機能の回復及び再発予防を図るための「心大血管リハビリテーション」の充実が求められている。

また、当院は救急患者が多く、特に早期の心大血管リハビリテーションを充実させる必要がある。

心血管疾患のリハビリテーションを実施するためには、運動スペース、体力測定スペース、記録・監視スペース、患者さんへの説明・教育スペースなどを備える必要があるが、現在は、そのような環境は備えられていないため、患者さんに必要な心大血管リハビリテーションが提供できていない状況。

今回、病棟再編で生じた病室スペースを活用して、心大血管リハビリテーション用訓練室の整備を行うことは、心大血管リハビリテーションの提供体制を充実し、圏域の心血管疾患治療の向上に寄与するものと考える。

3. 配置イメージ（案）

別紙のとおり。

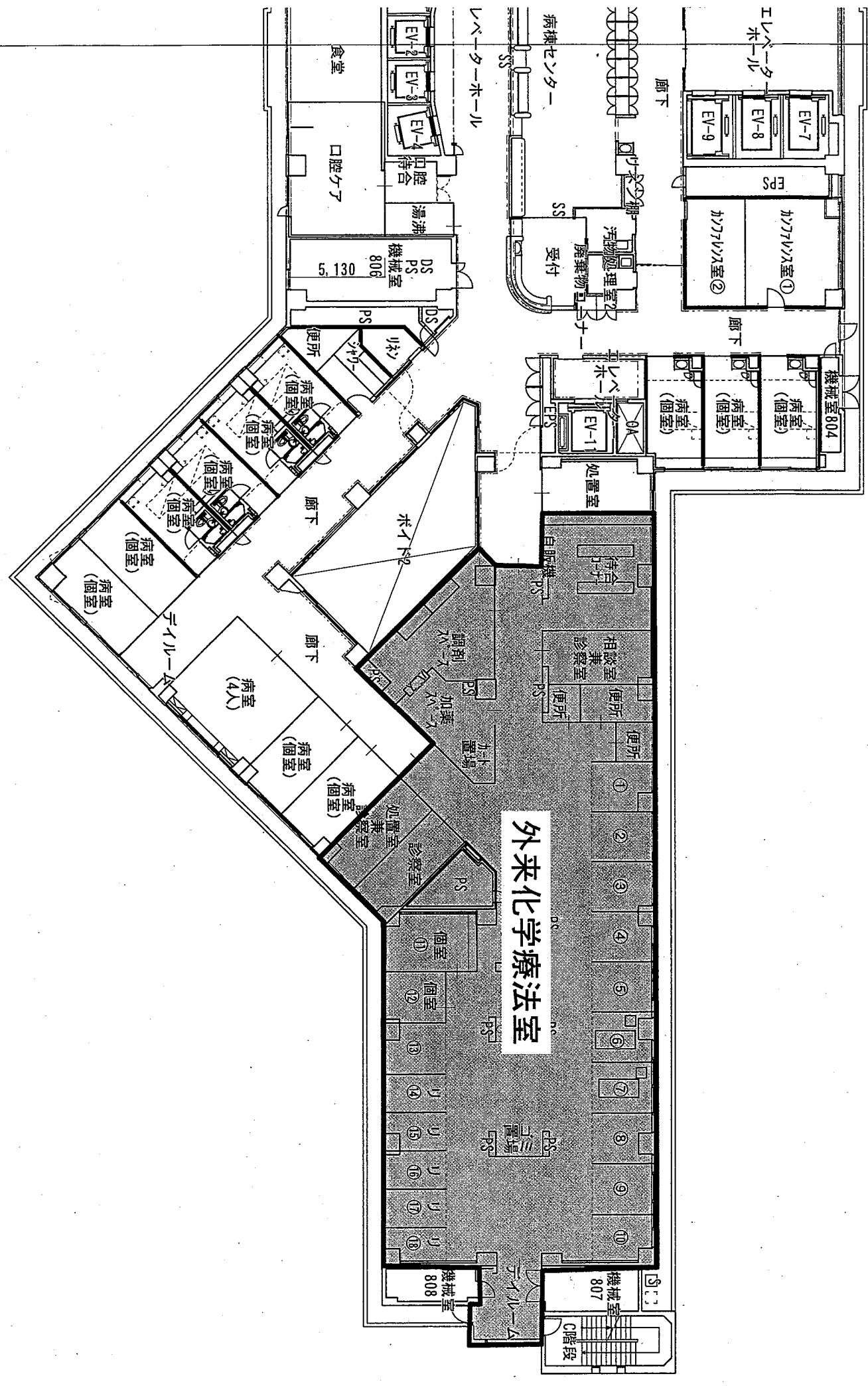
（現時点での大まかなイメージ案であり今後変更の可能性あり。）

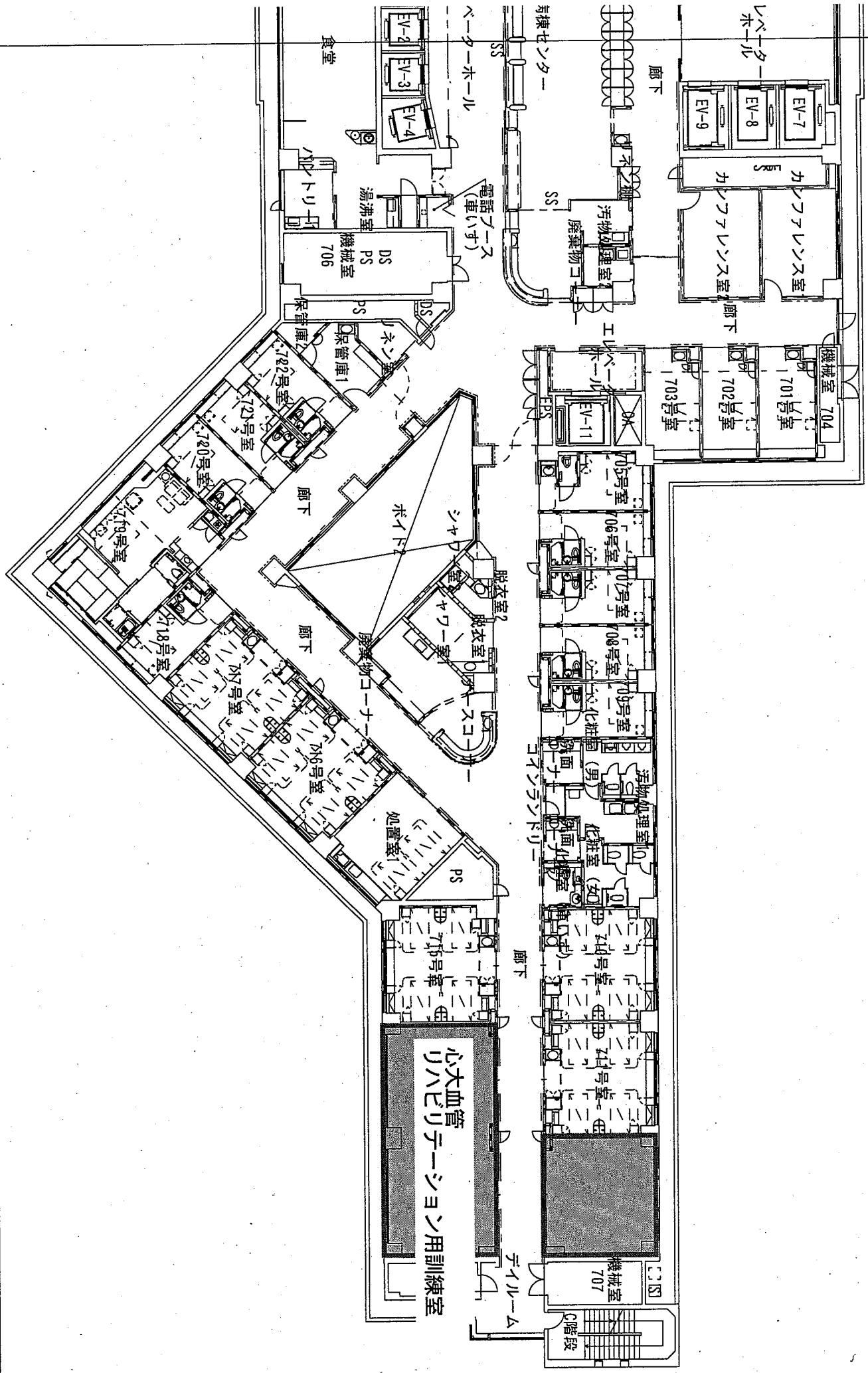
4. 事業費（概算）：非公開

過去の工事実績単価に基づく試算（概算額）。

化学療法室の移転、心大血管リハビリテーション室の整備及びそれに伴う病室改修を含む。

8 隋東





島根県立中央病院の病棟再編

1. 病棟再編の概要

- 病棟を3つのブロック（生活習慣病、脳・心疾患・感覺系疾患、がん等）に分けて診療科を再配置する
- あわせて現行の618床から558床に減床する。（▲2病棟（7F・8F）、▲60床）
- 令和元年10月から実施とする
- 当面は休止病床とし、患者動向を見極めることとする
- 病棟再編による空きスペースを活用して、外来化学療法室を8階に移転し、7階に心臓血管リハビリスペースを確保する方向で検討中

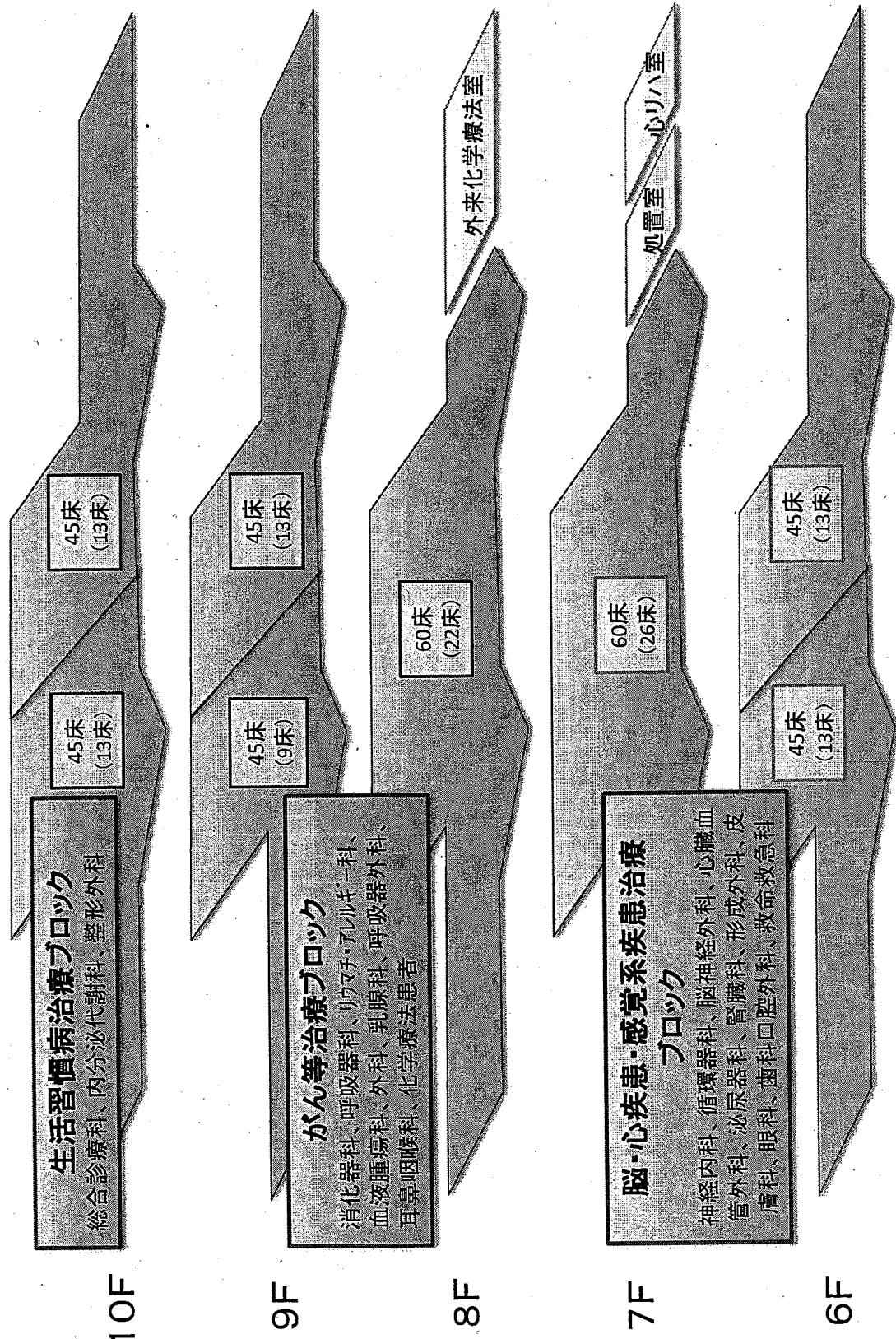
2. 病棟再編で期待される効果

- (1) 国の政策による在院日数の短縮や、病床機能分化が推進される中、地域医療構想の達成に向け、圏域の病床規模の適正化に貢献できると考えられる。
- (2) 病棟管理をブロック化することにより、診療科や職種の枠組みにとらわれず、ブロック内で機動的に連携することができる。これによりチーム医療が更に推進され、患者さんにとって有益な医療提供が可能となる。
ベッドコントロールにおいても、ブロック単位で患者が集約されることとなり、ブロック内での一元的な運用が可能となる。
- (3) 病棟を減らすことで、新たなスペースを確保することができ、現在不足している機能を充足させることができる。（外来化学療法室、心臓血管リハビリスペース等想定）
- (4) 各部門への適正な人員配置を行うことで、急性期病院として医療の質を担保しつつ、効率的・効果的な病院運営と収支改善への寄与が期待できる。

3. 病棟再編後の病棟配置

(別紙のとおり)

再編後のブロック配置



地域医療構想の実現を図るために病床ダウンサイジング支援について

令和2年度予算案：84億円

- 地域医療構想の実現を図る観点から、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施する。
【補助スキーム：定額補助（国10／10）】
- 当該補助制度は令和2年度限りとし、令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするために法改正を行い、これに基づき病床ダウンサイジング支援を実施する。

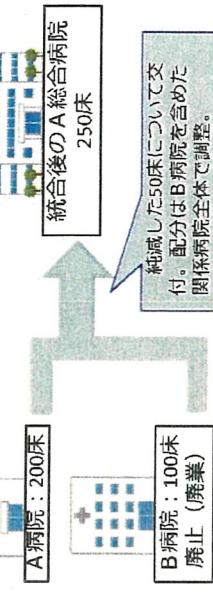
「病床削減」 に伴う財政支援

稼働病棟により病床を削減した病院等（統廃合により廃止する場合を含む。）に対し、1床あたりの病床稼働率に応じた額を交付。
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。



「統廃合」 に伴う財政支援

【統合支援】 統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）。
※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。



【利子補給】 統廃合を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継する場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統廃合後病院へ交付。
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
※承継に伴い当該引継債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

